

傷害特約D条項 目次

この特約の概要

<p>第1条 特約の型および被保険者の範囲</p> <p>第2条 被保険者資格の取得および喪失</p> <p>第3条 妻または子の災害保険金額</p> <p>第4条 災害保険金および障害給付金の支払</p> <p>第5条 災害保険金の支払に関する補則</p> <p>第6条 障害給付金の支払に関する補則</p> <p>第7条 災害保険金および障害給付金の請求、支払時期および支払場所</p> <p>第8条 障害給付金の代理請求</p> <p>第9条 特約の保険料払込の免除</p> <p>第10条 特約の締結および責任開始期</p> <p>第11条 特約の保険期間および保険料払込期間</p> <p>第12条 特約の保険料の払込</p> <p>第13条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱</p> <p>第14条 特約の失効</p> <p>第15条 特約の復活</p> <p>第16条 告知義務</p> <p>第17条 告知義務違反による解除</p> <p>第18条 特約を解除できない場合</p> <p>第19条 重大事由による解除</p> <p>第20条 特約の解約</p> <p>第21条 特約の返還金</p> <p>第22条 特約の消滅とみなす場合</p> <p>第23条 災害保険金額の減額</p> <p>第24条 特約の型の変更</p> <p>第25条 特約の更新</p> <p>第26条 特約の社員配当金</p> <p>第27条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱</p> <p>第28条 管轄裁判所</p> <p>第29条 契約内容の登録</p> <p>第30条 主約款の規定の準用</p> <p>第31条 この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則</p>	<p>第32条 5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則</p> <p>第33条 5年ごと配当付生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加した場合の特則</p> <p>第34条 5年ごと配当付増定期保険等に付加した場合の特則</p> <p>第35条 5年ごと配当付養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則</p> <p>第36条 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱</p> <p>第37条 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則</p> <p>第38条 5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則</p> <p>第39条 5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱</p> <p>第40条 5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合の特則</p> <p>第41条 5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱</p> <p>第42条 5年ごと配当付終身医療保険または5年ごと利差配当付終身医療保険に付加した場合の特則</p>
---	---

傷害特約D条項

(平成21年4月24日改正)

(この特約の概要)

1. この特約は、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。

	給付の内容
災害保険金	被保険者が不慮の事故または所定の感染症によって死亡したときに支払います。
障害給付金	被保険者が不慮の事故によって身体に所定の障害を受けたときに支払います。

2. 保険契約者は、この特約の締結の際、その家族構成に応じて、被保険者の範囲につき、つぎの各号のいずれかを選択することができます。

- (1) 主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者
- (2) 主契約の被保険者ならびにその妻および未成年の子
- (3) 主契約の被保険者およびその妻
- (4) 主契約の被保険者およびその未成年の子

第1条 (特約の型および被保険者の範囲)

1. 保険契約者は、この特約の締結の際、つぎのいずれかの型を選択するものとします。

型	被保険者の範囲
本人型	主契約の被保険者
本人・妻子型	主契約の被保険者 妻 子
本人・妻型	主契約の被保険者 妻
本人・子型	主契約の被保険者 子

2. この特約において「妻」および「子」とはつぎの者をいいます。

(1) 妻

主契約の被保険者と同一戸籍にその妻として記載されている者（この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。）

(2) 子

主契約の被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者（この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った満20歳未満の者を含みます。なお、この特約において満年齢で規定した場合には、出生日からその日を含めて計算した満年であって、1年未満の端数を切り捨てるものとします。）

第2条（被保険者資格の取得および喪失）

- この特約が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合、この特約の締結時に第1条（特約の型および被保険者の範囲）第2項に定める妻または子に該当している者については、この特約の締結時にこの特約の被保険者の資格を取得します。
- この特約の締結後に第1条第2項に定める妻または子に該当するに至った者については、該当した時にこの特約の被保険者の資格を取得します。
- 第1条第2項に定める妻または子は、この特約の締結後、つぎの各号のいずれかの事由に該当した時からこの特約の被保険者の資格を喪失します。
 - 戸籍上の異動により妻または子に該当しなくなったとき
 - 子が満20歳に達した日以後最初に到来する主契約の年単位の契約応当日をむかえたとき

第3条（妻または子の災害保険金額）

- この特約が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合、妻または子の災害保険金額は、主契約の被保険者について定められた災害保険金額の60%とします。
- 妻または子について定められた災害保険金額は、主契約の被保険者について定められた災害保険金額の変更があった場合には、同時に同じ割合で変更されます。

第4条（災害保険金および障害給付金の支払）

この特約において支払う災害保険金および障害給付金はつぎのとおりです。

	災害保険金・障害給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても災害保険金・障害給付金を支払わない場合
災害保険金	<p>被保険者が、この特約の保険期間中につぎのいずれかに該当したとき</p> <p>(1) この特約の責任開始期（復活の取扱が行われた後は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき</p> <p>(2) この特約の責任開始期以後に発病した所定の感染症（別表3）を直接の原因として死亡したとき</p>	災害保険金額	主契約の死亡保険金受取人	<p>つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき</p> <p>(1) 保険契約者、主契約の被保険者または当該被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(2) 災害保険金の受取人の故意または重大な過失</p> <p>(3) 当該被保険者の犯罪行為</p> <p>(4) 当該被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>(5) 当該被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(6) 当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(7) 当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(8) 地震、噴火または津波</p> <p>(9) 戦争その他の変乱</p>
障害給付金	<p>被保険者が、この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に、身体障害の種目および給付割合表（表1）に定めるいずれかの身体障害の状態に該当したとき</p>	<p>(1) 一被保険者の身体障害の状態が身体障害の種目および給付割合表（表1）の1から43の種目のいずれか1種目のみに該当する場合 当該被保険者について定められた災害保険金額に、身体障害の種目および給付割合表のその該当する種目に対応する給付割合を乗じて得られる金額</p> <p>(2) 一被保険者の身体障害の状態が身体障害の種目および給付割合表（表1）の1から43の種目のうち2種目以上に該当する場合 その該当する各種目ごと（身体の同一部位（表2）に生じた2種目以上の障害については、そのうち最も上位の種目のみ）に(1)の規定を適用して得られる金額の合計額</p>	主契約の被保険者	<p>つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき</p> <p>(1) 保険契約者、主契約の被保険者または当該被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(2) 当該被保険者の犯罪行為</p> <p>(3) 当該被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>(4) 当該被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(5) 当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(6) 当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(7) 地震、噴火または津波</p> <p>(8) 戦争その他の変乱</p>

表1 身体障害の種目および給付割合表

等級	身体障害の種目		備考	給付割合
	1	両眼の視力を全く永久に失ったもの		
第1級	1	両眼の視力を全く永久に失ったもの	<p>(1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。</p> <p>(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。</p> <p>(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。</p>	100%

等級	身体障害の種目		備考	給付割合
	2	言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こつ頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合 ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合 ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込がない場合をいいます。	100%
	3	中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	「終身常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態で、その回復の見込のない場合をいいます。	
	4	両上肢とも手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものでつぎのいずれかの場合をいいます。	
	5	両下肢とも足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	① 上・下肢の完全運動麻ひで回復の見込のない場合 ② 上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合	
	6	1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの		
	7	1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの		
第2級	8	1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの	「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものでつぎのいずれかの場合をいいます。 ① 上・下肢の完全運動麻ひで回復の見込のない場合 ② 上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合	70%
	9	10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	(1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につき、それぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。 (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。 (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 手指の末節の2分の1以上を失った場合 ② 手指の中手指節関節または近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合	
	10	1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの		

等級	身体障害の種目		備考	給付割合
第3級	11	両耳の聴力を全く永久に失ったもの	(1) 聴力の測定は、日本工業規格(昭和57年8月14日改定)に準拠したオーディオメータで行います。 (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、 $\frac{1}{4}(a+2b+c)$ の値が90デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。	70%
	12	1眼の視力を全く永久に失ったもの	(1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。 (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。 (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。	50%
	13	1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	(1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものでつぎのいずれかの場合をいいます。 ① 上・下肢の完全運動麻ひで回復の見込のない場合 ② 上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合 (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 関節の完全強直で回復の見込のない場合 ② 人工骨頭または人工関節をそう入置換した場合	
	14	1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	(1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につき、それぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。 (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。	
	15	1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの	「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。	
	16	10足指を失ったもの	(1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。 (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 頸椎における完全強直の場合 ② 胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合	
	17	脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	(1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。 (2) 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込のない場合をいいます。	
第4級	18	両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの	(1) 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意志の疎通が困難となり、その回復の見込のない場合をいいます。 (2) 「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込がない場合をいいます。	30%
	19	言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの		

等級	身体障害の種目		備考	給付割合
	20	中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの	「終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態で、その回復の見込のない場合をいいます。	30%
	21	1 上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの	(1) 上・下肢において3大関節とは、上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節をいいます。	
	22	1 下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの	(2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 関節の完全強直で回復の見込のない場合 ② 人工骨頭または人工関節をそう入置換した場合	
	23	1 下肢が永久に5センチ以上短縮したもの	—————	
	24	1 手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの	(1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につき、それぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。 (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。	
	25	1 手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの	(3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 手指の末節の2分の1以上を失った場合 ② 手指の中手指節関節または近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合	
	26	10 足指の用を全く永久に失ったもの	「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 第1指(母指)は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合 ② 中足指節関節または近位指節間関節(第1指(母指)にあっては指節間関節)が強直し、その回復の見込のない場合	
27	1 足の5足指を失ったもの	「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。		
第5級	28	1 上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの	(1) 上・下肢において3大関節とは、上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節をいいます。	15%
	29	1 下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの	(2) 「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。	
	30	1 手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの	(1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につき、それぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。 (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。	
	31	1 手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの	(3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 手指の末節の2分の1以上を失った場合 ② 手指の中手指節関節または近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合	

等級	身体障害の種目		備考	給付割合
	32	1足の5足指の用を全く永久に失ったもの	「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 第1指(母指)は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合 ② 中足指節間関節または近位指節間関節(第1指(母指)にあつては指節間関節)が強直し、その回復の見込のない場合	15%
	33	両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの	(1) 聴力の測定は、日本工業規格(昭和57年8月14日改定)に準拠したオーディオメータで行います。 (2) 「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、 $\frac{1}{4}(a+2b+c)$ の値が70デシベル以上(40cmをこえると話声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。 (3) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、上記(2)の $\frac{1}{4}(a+2b+c)$ の値が90デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。	
	34	1耳の聴力を全く永久に失ったもの	(1) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、上記(2)の $\frac{1}{4}(a+2b+c)$ の値が90デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。	
	35	鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの	(1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。 (2) 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。	
	36	脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	「脊柱(頸椎を除く)の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。	
第6級	37	1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの	(1) 上・下肢において3大関節とは、上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節をいいます。 (2) 「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。	10%
	38	1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの	(2) 「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。	
	39	1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの	—————	
	40	1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの	(1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につき、それぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。 (2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 手指の末節の2分の1以上を失った場合 ② 手指の中手指節間関節または近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合 (3) 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。	
	41	1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの	(3) 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。	
	42	1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの	「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。	
	43	1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 第1指(母指)は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合 ② 中足指節間関節または近位指節間関節(第1指(母指)にあつては指節間関節)が強直し、その回復の見込のない場合	

表2 身体の同一部位

- (1) 1 上肢については、肩関節以下すべて同一部位とします。
- (2) 1 下肢については、また関節以下すべて同一部位とします。
- (3) 眼については、両眼を同一部位とします。
- (4) 耳については、両耳を同一部位とします。
- (5) 脊柱については、頸椎以下をすべて同一部位とします。
- (6) 表1の第1級の4の障害に該当する場合には、両上肢を同一部位とします。
- (7) 表1の第1級の5の障害に該当する場合には、両下肢を同一部位とします。
- (8) 表1の第1級の6もしくは7または第2級の8の障害に該当する場合には、1上肢と1下肢を同一部位とします。
- (9) 表1の第2級の9の障害に該当する場合には、10手指を同一部位とします。
- (10) 表1の第2級の10の障害に該当する場合には、両上肢、両下肢または1上肢と1下肢をそれぞれ同一部位とします。
- (11) 表1の第3級の16または第4級の26の障害に該当する場合には、10足指を同一部位とします。

第5条（災害保険金の支払に関する補則）

1. 災害保険金の支払事由に該当した被保険者が第1条（特約の型および被保険者の範囲）第2項に規定する妻または子の場合の災害保険金の受取人は、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 第4条（災害保険金および障害給付金の支払）の災害保険金の支払に関する規定にかかわらず、主契約の被保険者とします。
 - (2) 第1号の規定にかかわらず、保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者とします。
2. 当社は、第4条の規定によって災害保険金を支払う場合に、第4条に規定する障害給付金について、つぎの各号のいずれかに該当する事実があるときは、当該被保険者について定められた災害保険金額にその該当する障害給付金の給付割合を乗じて得られる金額の合計額を、その災害保険金から差し引きます。
 - (1) 当該被保険者について、災害保険金の支払原因となった不慮の事故（別表2）と同一の不慮の事故による障害給付金をすでに支払っているとき
 - (2) 当該被保険者について、災害保険金の支払原因となった不慮の事故と同一の不慮の事故による障害給付金の支払請求を受け、まだ支払っていないとき
3. 第4条の規定によって災害保険金が支払われた場合には、その支払後に、当該被保険者について、災害保険金の支払原因となった不慮の事故（別表2）と同一の不慮の事故による障害給付金の請求を受けても、当社は、これを支払いません。
4. 災害保険金の受取人が故意または重大な過失により被保険者を死亡させた場合で、その受取人が災害保険金の一部の受取人であるときは、災害保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の災害保険金の受取人に支払います。
5. 被保険者が地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって死亡した場合には、当社は、災害保険金を支払いません。ただし、その原因によって死亡した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認められたときは、当社は、その程度に応じ、災害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

第6条（障害給付金の支払に関する補則）

1. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第4条（災害保険金および障害給付金の支払）の障害給付金の支払に関する規定にかかわらず、障害給付金の受取人は保険契約者とします。
2. すでに身体障害の種目および給付割合表（表1）に該当する身体障害のあった身体の同一部位（表2）に新たな身体障害が生じたときは、つぎの第1号の給付割合から第2号の給付割合を差し引いて得られる割合を、その新たに生じた身体障害についての給付割合とし、第4条の障害給付金の支払額の規定を適用します。
 - (1) すでにあった身体障害（以下本項において「前障害」といいます。）を含めた新たな身体障害の状態が該当する最も上位の種目に対応する給付割合
 - (2) 第1号の前障害の状態に対応する給付割合（2種目以上に該当する場合には、最も上位の種目に対応する給付割合）
3. この特約の保険期間の満了日（更新限度となる最後の保険期間の満了日をいいます。以下本項において同じ。）に、身体障害の状態（表1の身体障害の種目および給付割合表に定めるいずれかの状態をいいます。）のうち回復の見込がないことのみが明らかでない場合でも、その後もその障害の状態が継続し、かつ、その原因となった不慮の事故（別表2）の日からその日を含めて180日以内に回復の見込がないことが明らかになったときは、保険期間の満了日にその身体障害の状態に該当したものとみなして第4条の障害給付金の支払に関する規定を適用します。ただし、この特約の保険期間の満了日後に新たに生じた原因により、回復の見込がないこととなった場合を除きます。
4. 被保険者が地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって障害給付金の支払事由に該当した場合には、当社は、障害給付金を支払いません。ただし、その原因によって障害給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認められたときは、当社は、その程度に応じ、障害給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。
5. 第4条および本条第1項から第4項までの規定にかかわらず、この特約による障害給付金の支払は、各被保険者についてその支払割合（この特約の型の変更が行われた場合には、変更前の支払割合を含みます。）を通算して100%をもって限度とします。

第7条（災害保険金および障害給付金の請求、支払時期および支払場所）

1. 災害保険金または障害給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに当会社に通知してください。
2. 災害保険金または障害給付金の受取人は、当会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、災害保険金または障害給付金を請求してください。
3. 本条または第8条（障害給付金の代理請求）の規定により災害保険金または障害給付金の請求を受けた場合、当社が必要と認めるときは、事実の確認を行い、または当社が指定した医師による被保険者の診断を求めます。
4. 本条または第8条の請求を受けた場合、災害保険金または障害給付金は、その請求に必要な書類が当社の本社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、当社の本社で支払います。ただし、事実の確認または当社が指定した医師による被保険者の診断のため特に日数を要する場合は、5営業日をこえることがあります。
5. 第3項の場合、保険契約者、被保険者、災害保険金もしくは障害給付金の受取人または第8条第2項に定める代理人が、当社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、当社は、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで、災害保険金または障害給付金を支払いません。当社が指定した医師による診断を求めたときも同様とします。

第8条（障害給付金の代理請求）

1. 主契約の被保険者の身体障害の状態が身体障害の種目および給付割合表（表1）の第1級に該当した場合で、障害給付金の受取人が障害給付金を自ら請求できないつぎの各号のいずれかに該当する特別な事情があるときは、第2項に定める者が、請求に必要な書類（別表1）および特別な事情を示す書類（別表1）を提出して、障害給付金の受取人の代理人として障害給付金を請求することができます。ただし、障害給付金の受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 障害給付金の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
 - (2) その他第1号に準じる状態であると当社が認めた場合
2. 第1項の規定により障害給付金の受取人の代理人として障害給付金を請求することができる者はつぎの者とします。ただし、故意に障害給付金の支払事由を生じさせた者または故意に障害給付金の受取人を第1項各号に定める状態に該当させた者を除きます。
 - (1) 主契約に付加されている特約において指定代理請求人があらかじめ指定されているときは、その者。ただし、請求時において、主契約の被保険者と同居しまたは生計を一にしている主契約の被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族に限ります。
 - (2) 第1号に該当する者がいない場合には、請求時において、主契約の被保険者と同居しまたは生計を一にしている主契約の死亡保険金受取人
3. 指定代理請求人の指定もしくは変更または主契約の死亡保険金受取人の変更が行われた場合には、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 指定代理請求人の指定または変更が行われた場合、指定または変更前に支払事由が生じた障害給付金については、第1項および第2項の規定による請求は取り扱いません。
 - (2) 主契約の死亡保険金受取人の変更が行われた場合、変更前に支払事由が生じた障害給付金については、変更後の主契約の死亡保険金受取人による障害給付金の受取人の代理人としての請求は取り扱いません。
4. 本条の規定により障害給付金を請求する場合、第2項第2号に該当する主契約の死亡保険金受取人が2人以上のときは、当該受取人は共同して請求してください。
5. 本条の規定により当社が障害給付金を障害給付金の受取人の代理人に支払ったときは、その後障害給付金の請求を受けても、当社は、これを支払いません。

第9条（特約の保険料払込の免除）

1. 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
2. 第1項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 - (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき

第10条（特約の締結および責任開始期）

1. この特約は、主契約締結の際、保険契約者の申出によって主契約に付加して締結します。
2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。
3. この特約が「本人・妻字型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の妻または子については、第2条（被保険者資格の取得および喪失）に定める被保険者の資格を取得した時から、当社は、この特約上の責任を負います。ただし、この特約の締結後に出生した子については、出生した時からこの特約上の責任を負います。

第11条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、つぎの各号のとおりとします。ただし、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合または主契約の保険料払込期間が終身の場合には、第2号の規定は適用しません。

- (1) この特約の保険期間を年満期で定めるとき

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の責任開始期から主契約の被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とし、当社所定の範囲内で定めます。

(2) この特約の保険期間を歳満期で定めるとき

この特約の保険期間は、主契約の責任開始期から主契約の被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとし、この特約の保険料払込期間の満了日は、主契約の保険料払込期間の満了日と同一とします。

第12条（特約の保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
3. 第1項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める契約応当日（月払契約の場合は月単位の契約応当日、半年払契約の場合は半年単位の契約応当日、年払契約の場合は年単位の契約応当日）以後その契約応当日の属する月の末日までにこの特約による災害保険金または障害給付金の支払事由が生じた場合には、当会社は、災害保険金または障害給付金から未払込保険料を差し引きます。ただし、障害給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、主約款に定める保険料払込の猶予期間の満了する時まで、その未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、障害給付金を支払いません。
4. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとしします。
5. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
6. 第5項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
7. 第5項に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとしします。

第13条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 主約款に定める保険料払込の猶予期間中に、この特約による災害保険金または障害給付金の支払事由が発生した場合には、当会社は、災害保険金または障害給付金から未払込保険料を差し引きます。
2. 障害給付金が第1項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時まで、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、障害給付金を支払いません。

第14条（特約の失効）

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第15条（特約の復活）

1. 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとしします。
2. 当会社は、第1項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の復活の取扱をします。

第16条（告知義務）

当会社が、この特約の締結、復活または型の変更の際、書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第17条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第16条（告知義務）の告知の際に事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
2. 当会社は、災害保険金もしくは障害給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、災害保険金もしくは障害給付金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、すでに災害保険金または障害給付金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 第2項の規定にかかわらず、災害保険金もしくは障害給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または災害保険金もしくは障害給付金の受取人が証明したときは、災害保険金もしくは障害給付金を支払い、または保険料の払込を免除します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または災害保険金もしくは障害給付金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約返還金があるときは、これと同額の返還金を保険契約者に支払います。

第18条（特約を解除できない場合）

当会社は、つぎのいずれかの場合には、第17条（告知義務違反による解除）によるこの特約の解除をすることができません。

(1) 当会社が、この特約の締結、復活または型の変更の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のた

め知らなかったとき

- (2) 当会社が、解除の原因となる事実を知った日（正当な理由によって解除の通知ができない場合には、その通知ができる日）からその日を含めて1か月を経過したとき
- (3) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、災害保険金もしくは障害給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときを除きます。

第19条（重大事由による解除）

1. 当会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または災害保険金もしくは障害給付金の受取人が給付金（災害保険金および保険料払込の免除を含みます。また、他の保険契約の給付金を含み、保険種類および給付金の名称の如何を問いません。以下本項において同じ。）を詐取する目的または他人に給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) その他この特約を継続することを期待しえない第1号から第3号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 災害保険金もしくは障害給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、当会社は、第1項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、災害保険金もしくは障害給付金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、すでに災害保険金または障害給付金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または災害保険金もしくは障害給付金の受取人に通知します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約返還金があるときは、これと同額の返還金を保険契約者に支払います。

第20条（特約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第21条（特約の返還金）

1. この特約の解約返還金は、保険料払込中の特約についてはその保険料の払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。ただし、この特約の保険期間を年満期で定めた場合には、この特約に対する解約返還金および責任準備金はありません。
2. この特約が解約または解除されたときは、当会社は、この特約の解約返還金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返還金をそれらの元利金の返済にあてます。
3. この特約が第22条（特約の消滅とみなす場合）第1号の規定によって消滅した場合には、第2項の規定を準用します。ただし、主約款の規定によって主契約の責任準備金を払い戻すときは、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて払い戻します。
4. 第3項の規定にかかわらず、主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合には、この特約の解約返還金または責任準備金の払戻はありません。
5. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金は、主契約の解約返還金に加えません。

第22条（特約の消滅とみなす場合）

つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約が払済保険に変更されたとき

第23条（災害保険金額の減額）

1. 保険契約者は、いつでも、主契約の被保険者について定められた災害保険金額を減額することができます。ただし、減額後の災害保険金額は、当会社の定める金額以上であることを要します。
2. 第1項の規定によって、主契約の被保険者について定められた災害保険金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第24条（特約の型の変更）

1. 保険契約者は、当会社の承諾を得て、この特約の型を変更することができます。ただし、第9条（特約の保険料払込の免除）の規定によってこの特約の保険料の払込が免除された場合には、その保険料払込の免除事由の発生時以後は、特約の型の変更はできません。
2. 特約の型の変更を当会社が承諾した場合には、つぎに定める時から変更の効力が生じるものとします。

変更前の特約の型	変更後の特約の型	変更の効力が生じる時
本人・妻子型	本人型 本人・妻型 本人・子型	承諾日
本人・妻型	本人型	
本人・子型	本人型	
本人型	本人・妻子型 本人・妻型 本人・子型	当会社が当会社所定の金額を受け取った時 (告知の前に受け取った場合には、告知の時)
本人・妻型	本人・妻子型 本人・子型	
本人・子型	本人・妻子型 本人・妻型	

- この特約の保険料払込期間中に、特約の型の変更が行われた場合には、将来に向かってこの特約の保険料を改めます。
- 特約の型の変更によりこの特約の被保険者から除かれる妻または子は、変更の効力が生じた時から被保険者でなくなります。この場合、この特約の保険期間を歳満期で定めるときは、変更前の解約返還金と変更後の解約返還金との差額を保険契約者に払い戻します。
- 特約の型の変更により新たにこの特約の被保険者となる妻または子については、当会社は、変更の効力が生じた時からこの特約上の責任を負います。

第25条（特約の更新）

- この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。
- 第1項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、当会社は、第1項の更新を取り扱いません。
 - この特約の保険期間の満了日の翌日における主契約の被保険者の保険年齢が80歳のとき
 - この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき
 - 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 - この特約の保険期間を歳満期で定めるとき
- 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、当会社の定める取扱にもとづき、保険期間を変更して更新します。
 - 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における主契約の被保険者の保険年齢が80歳をこえるとき
 - 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき
 - 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき
 - 主契約の締結後にこの特約を付加した場合で、この特約の更新日が、主契約に付加されている他の特約の更新日と同一であるとき
- 保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。この場合、更新後のこの特約の保険期間は、当会社の定める取扱にもとづき、年満期または歳満期のいずれかによって定めるものとします。
- 更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第12条（特約の保険料の払込）第4項の規定を適用します。
- 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の自動貸付の規定を準用します。
- 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了日までにつぎの各号のいずれかの事由が生じたときは、第12条第3項および第13条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
 - 災害保険金または障害給付金の支払事由
 - 主契約の保険料払込の免除事由
 - 主契約に付加されている特約の保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付の支払事由
- 第5項から第7項までの規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、つぎの各号のとおりとします。
 - 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに第7項の規定を準用します。
 - 更新日以後、猶予期間の満了日まで、第1号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
- この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
 - 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日からその日を含めて計算します。
 - 更新後のこの特約には更新日における特約条項および保険料率が適用されます。
 - 第4条（災害保険金および障害給付金の支払）、第6条（障害給付金の支払に関する補則）および第18条（特約を解

除できない場合)に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして扱います。

(4) 更新前のこの特約において告知義務違反による解除の事由があるときは、当社は、更新後のこの特約を解除することができます。

10. 更新日に当社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約にかえて、当社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。

第26条 (特約の社員配当金)

1. この特約の付加日(この特約が更新された場合には、直前の更新日)から所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たすこの特約に対して、社員配当金を割り当てる場合があります。
2. 第1項の規定によって割り当てた社員配当金は、当社の定める取扱にもとづき支払います。

第27条 (主契約の内容変更に伴う特約の取扱)

1. 主契約の保険料払込期間を短縮した場合には、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 特約の保険期間を年満期で定めるとき
この特約の保険期間の満了日が、短縮後の主契約の保険料払込期間の満了日をこえることとなるときは、当社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間を短縮することがあります。
 - (2) 特約の保険期間を歳満期で定めるとき
この特約の保険料払込期間を主契約の保険料払込期間にあわせて短縮します。
2. 主契約の保険料払込期間を延長した場合には、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 特約の保険期間を年満期で定めるとき
この特約の保険期間の満了日が、変更前の主契約の保険料払込期間の満了日と同一のときは、この特約の保険期間もあわせて延長します。
 - (2) 特約の保険期間を歳満期で定めるとき
この特約の保険料払込期間を主契約の保険料払込期間にあわせて延長します。この場合、延長後のこの特約の保険料払込期間の満了日が、主契約の被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日と同一となるときは、保険料払込期間の延長後のこの特約の保険期間は年満期で定められたものとして取り扱います。
3. 第1項第2号または第2項第2号の規定により、この特約の保険料払込期間が変更された場合には、当社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返還金をそれらの元利金の返済にあてます。

第28条 (管轄裁判所)

この特約における災害保険金、障害給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第29条 (契約内容の登録)

1. 当社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を社団法人生命保険協会(以下「協会」といいます。)に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
 - (2) 災害保険金の金額
 - (3) 契約日(復活が行われた場合は、最後の復活の日。以下第2項において同じ。)
 - (4) 当会社名
2. 第1項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。
3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます。)は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約(死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じ。)の申込(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。)を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、第3項によって連絡された内容を保険契約の承諾(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。)の判断の参考とすることができるものとします。
5. 各生命保険会社等は、契約日(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日)から5年以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、当社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第30条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第31条（この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則）

1. つぎの各号について主約款の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金を、主契約の解約返還金に加えて取り扱います。
 - (1) 保険料の自動貸付
 - (2) 払済保険への変更
2. 第1項第1号の保険料の自動貸付は、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について行うものとします。

第32条（5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者は、第10条（特約の締結および責任開始期）の規定によるほか、主契約更新の際にも被保険者の同意を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、当社がこの特約付加の申込を承諾したときは、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (ア) この特約の第1回保険料を受け取った時（告知の前に受け取った場合には、告知の時）
 - (イ) 更新前にこの特約の第1回保険料を受け取り、かつ、告知を受けた場合には、更新の時
- (2) この特約の保険期間および保険料払込期間は、第11条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、主契約の保険期間と同一とします。
- (3) 第2号の規定にかかわらず、主契約の保険期間の満了日の翌日における主契約の被保険者の保険年齢が85歳をこえることとなる場合には、この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の責任開始期から主契約の被保険者の保険年齢が85歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。
- (4) この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。
 - (ア) 第25条（特約の更新）の規定は適用せず、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険期間および保険料払込期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (ウ) 災害保険金および障害給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (5) 第4号の規定により、この特約が更新される場合で、更新日に当社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約にかえて、当社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。
- (6) 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間および保険料払込期間の満了日が、主契約の保険期間の満了日をこえることとなるときは、その限度までこの特約の保険期間および保険料払込期間を短縮します。

第33条（5年ごと配当付生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加した場合には、第32条（5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則）第1号、第2号、第4号および第5号の規定を適用します。

第34条（5年ごと配当付逓増定期保険等に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付逓増定期保険、5年ごと配当付新種逓増定期保険、5年ごと利差配当付逓増定期保険または5年ごと利差配当付新種逓増定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「主契約の死亡保険金額」とあるのは「主契約の基本保険金額」と読み替えます。
- (2) 第32条（5年ごと配当付定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則）第2号および第3号の規定は、本条の場合に適用します。

第35条（5年ごと配当付養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間および保険料払込期間は、第11条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、主契約の保険期間を限度とし、当社所定の範囲内で定めます。
- (2) 主契約の保険期間または保険料払込期間を短縮した場合、この特約の保険期間および保険料払込期間の満了日が、主契約の保険期間または保険料払込期間の満了日をこえることとなるときは、当社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間および保険料払込期間を短縮することがあります。
- (3) この特約の保険期間および保険料払込期間の満了日が主契約の保険期間または保険料払込期間の満了日と同一の場合で、主契約の保険期間または保険料払込期間を延長したときは、当社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間および保険料払込期間を延長することがあります。

第36条（5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱）

1. 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の全部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用したときは、つぎのとおりとします。
 - (ア) 特約の保険期間を年満期で定めたとき
特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における主契約の被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第11条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。
 - (イ) 特約の保険期間を歳満期で定めたとき
 - (a) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における主契約の被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第11条の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。
 - (b) 前(a)により、この特約の保険期間が変更された場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受します。
 - (ウ) 第4条（災害保険金および障害給付金の支払）の災害保険金の支払に関する規定および第8条（障害給付金の代理請求）中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「保険契約者」と、第5条（災害保険金の支払に関する補則）第1項第2号および第6条（障害給付金の支払に関する補則）第1項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日前の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
 - (2) 主契約の一部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用した場合で、5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。）が消滅したときは、つぎのとおりとします。
 - (ア) 特約の保険期間を年満期で定めたとき
特約年金の種類が確定年金であるときは、第1号(ア)の規定を適用します。
 - (イ) 特約の保険期間を歳満期で定めたとき
特約年金の種類が確定年金であるときは、第1号(イ)(a)および(b)の規定を適用します。
 - (ウ) 第4条の災害保険金の支払に関する規定および第8条中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「保険契約者」と、第5条第1項第2号および第6条第1項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用しない終身保険部分の消滅時の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
2. 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 本特約条項中「主契約の被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項中「第1被保険者」をいいます。
 - (2) 第1被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。
 - (3) 主契約の全部について5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項を適用したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約」と読み替えて第1項第1号(ウ)の規定を適用します。
 - (4) 主契約の一部について5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項を適用した場合で、5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項を適用しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が消滅したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第1項第2号(ウ)の規定を適用します。
 3. 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付介護割増年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約（H13）を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約の全部について5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項（H13）を適用したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約（H13）」と読み替えて第1項第1号(ウ)の規定を適用します。
 - (2) 主契約の一部について5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項（H13）を適用した場合で、5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項（H13）を適用しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が消滅したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項（H13）」と読み替えて第1項第2号(ウ)の規定を適用します。
 4. 5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約（H13）を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 本特約条項中「主契約の被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）中「第1被保険者」をいいます。
 - (2) 第1被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。
 - (3) 主契約の全部について5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）を適用したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約（H13）」と読み替えて第1項第2号(ウ)の規定を適用します。

金移行特約（H13）」と読み替えて第1項第1号(ウ)の規定を適用します。

(4) 主契約の一部について5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）を適用した場合で、5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）を適用しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が消滅したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）」と読み替えて第1項第2号(ウ)の規定を適用します。

5. つぎの各号の場合には、第21条（特約の返還金）第4項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「主契約の被保険者が死亡した場合」と読み替えます。

(1) 主契約の全部について、つぎのいずれかの特約条項を適用したとき

- (ア) 5年ごと配当付年金支払移行特約条項
- (イ) 5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項
- (ウ) 5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項
- (エ) 5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項
- (オ) 5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項
- (カ) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項
- (キ) 5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項（H13）
- (ク) 5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）

(2) 主契約の一部について、第1号(ア)から(ク)までのいずれかの特約条項を適用した場合で、これらの特約条項を適用しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が消滅したとき

第37条（保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則）

1. 5年ごと配当付終身保険または5年ごと利差配当付終身保険の主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の満了日が、主契約の被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日以外のときは、主契約の被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日まで、この特約の保険期間を延長します。
- (2) 第1号の規定にかかわらず、この特約の更新日と保険料の払込完了日が同一の場合、第25条（特約の更新）第2項および第3項中「主契約の保険料払込期間の満了日」とあるのは「保険料の払込完了日の前日」と読み替えて、第25条第1項から第3項まで、第9項および第10項の規定を適用します。
- (3) 保険料の払込完了日以後において払い込むべきこの特約の保険料は、当会社の定める取扱にもとづき、保険料の払込完了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
- (4) 第3号に定める金額の払込については、保険料の払込完了特則適用前の主契約の保険料の払込方法（回数）に応じて、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
- (5) 第3号に定める金額が払い込まれなかったときは、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

2. 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項を適用した場合または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用した場合には、第1項中「保険料の払込完了日」とあるのは「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日」と、「保険料の払込完了特則」とあるのは「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」と読み替えて第1項第1号から第5号までの規定を適用します。

3. 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加し、主契約の全部について5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項を適用した場合または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加し、主契約の全部について5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項を適用した場合には、第1項中「保険料の払込完了日」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約の締結日」と、「保険料の払込完了特則」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第1項第1号から第5号までの規定を適用します。

4. 第9条（特約の保険料払込の免除）の規定によるほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

- (1) 主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後のとき
- (2) 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約もしくは5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約もしくは5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合で、これらの特約の締結日以後のとき

第38条（5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第22条（特約の消滅とみなす場合）第1号中「主契約が解約その他の事由によって消滅したとき」とあるのは「主契約が解約その他の事由によって消滅したとき（主契約の保険金支払事由が発生したために主契約のうち保険金に対応する部分が消滅したときを含みます。）」と読み替えます。
- (2) この特約が主契約の終身保障への移行と同時に更新された場合で、更新日以後のときにも、主約款の保険料払込の

免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

- (3) 保険契約者は、第10条（特約の締結および責任開始期）の規定によるほか、主契約更新の際にも被保険者の同意を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、当社がこの特約付加の申込を承諾したときは、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (ア) この特約の第1回保険料を受け取った時（告知の前に受け取った場合には、告知の時）
 - (イ) 更新前にこの特約の第1回保険料を受け取り、かつ、告知を受けた場合には、更新の時
- (4) この特約の保険期間および保険料払込期間は、第11条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。
 - (ア) この特約の保険期間を年満期で定めるとき
この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間と同一とします。
 - (イ) この特約の保険期間を歳満期で定めるとき
この特約の保険期間は、主契約の責任開始期から主契約の被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとし、この特約の保険料払込期間の満了日は、主契約の指定年齢到達日の前日と同一とします。
- (5) 第4号(イ)の規定により、保険期間を歳満期で定めたとこの特約を主契約に付加して締結した場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 主契約の指定年齢を変更した場合には、この特約の保険料払込期間もこれにあわせて変更します。
 - (イ) 前(ア)により、この特約の保険料払込期間が変更された場合、当社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返還金をそれらの元金金の返済にあてます。
- (6) この特約の保険期間が満了する場合で、かつ、主約款の規定により主契約が更新される場合には、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。
 - (ア) 第25条（特約の更新）の規定は適用せず、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険期間および保険料払込期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (ウ) 前(イ)のほか、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。この場合、更新後のこの特約の保険期間は、歳満期で定めるものとします。
 - (エ) 災害保険金および障害給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (7) この特約の保険期間が満了する場合で、かつ、主約款の規定により主契約が終身保障に移行される場合には、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約の終身保障への移行と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。
 - (ア) この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。
 - (イ) この特約の保険料は、年払保険料とし、当社の定める取扱にもとづき、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに第25条第7項の規定を準用します。
 - (ウ) 更新日以後、猶予期間の満了日までに、前(イ)に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
- (8) 第6号または第7号の規定により、この特約が更新される場合で、更新日に当社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約にかえて、当社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。

第39条（5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱）

1. 5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険期間を年満期で定めるときは、つぎのとおりとします。
 - (ア) この特約は、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日に更新されたものとし、第38条（5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則）第7号および第8号の規定を準用します。
 - (イ) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における主契約の被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第38条第7号(ア)の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。
 - (2) この特約の保険期間を歳満期で定めるときは、つぎのとおりとします。
 - (ア) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における主契約の被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第38条第4号の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。
 - (イ) 前(ア)により、この特約の保険期間が変更された場合、当社の定めた方法で計算した差額金を授受します。
 - (3) 第4条（災害保険金および障害給付金の支払）の災害保険金の支払に関する規定および第8条（障害給付金の代理請求）中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「保険契約者」と、第5条（災害保険金の支払に関する補則）第1項第2号および第6条（障害給付金の支払に関する補則）第1項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日前の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である

場合」と読み替えます。

2. 5年ごとと配当付更新型終身移行保険に5年ごとと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または5年ごとと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 本特約条項中「主契約の被保険者」とあるのは5年ごとと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約条項中「第1被保険者」をいいます。
 - (2) 第1被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。
 - (3) この特約の保険期間を年満期で定めた場合、第1項中「5年ごとと配当付年金支払移行特約または5年ごとと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごとと配当付夫婦年金移行特約または5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約」と読み替えて第1項第1号(ア)の規定を適用します。
 - (4) 第1項中「5年ごとと配当付年金支払移行特約または5年ごとと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごとと配当付夫婦年金移行特約または5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約」と読み替えて第1項第3号の規定を適用します。
3. 5年ごとと配当付更新型終身移行保険に5年ごとと配当付介護割増年金移行特約を付加した場合または5年ごとと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごとと利差配当付介護割増年金移行特約（H13）を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険期間を年満期で定めた場合、第1項中「5年ごとと配当付年金支払移行特約または5年ごとと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごとと配当付介護割増年金移行特約または5年ごとと利差配当付介護割増年金移行特約（H13）」と読み替えて第1項第1号(ア)の規定を適用します。
 - (2) 第1項中「5年ごとと配当付年金支払移行特約または5年ごとと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごとと配当付介護割増年金移行特約または5年ごとと利差配当付介護割増年金移行特約（H13）」と読み替えて第1項第3号の規定を適用します。
4. 5年ごとと配当付更新型終身移行保険に5年ごとと配当付夫婦介護割増年金移行特約を付加した場合または5年ごとと利差配当付更新型終身移行保険に5年ごとと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約（H13）を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 本特約条項中「主契約の被保険者」とあるのは5年ごとと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごとと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）中「第1被保険者」をいいます。
 - (2) 第1被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。
 - (3) この特約の保険期間を年満期で定めた場合、第1項中「5年ごとと配当付年金支払移行特約または5年ごとと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごとと配当付夫婦介護割増年金移行特約または5年ごとと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約（H13）」と読み替えて第1項第1号(ア)の規定を適用します。
 - (4) 第1項中「5年ごとと配当付年金支払移行特約または5年ごとと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごとと配当付夫婦介護割増年金移行特約または5年ごとと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約（H13）」と読み替えて第1項第3号の規定を適用します。
5. 第1項から第4項までの場合、第21条（特約の返還金）第4項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「主契約の被保険者が死亡した場合」と読み替えます。

第40条（5年ごとと配当付介護年金終身保障保険または5年ごとと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごとと配当付介護年金終身保障保険または5年ごとと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第4条（災害保険金および障害給付金の支払）の災害保険金の支払に関する規定中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。
- (2) 第5条（災害保険金の支払に関する補則）第1項第2号および第6条（障害給付金の支払に関する補則）第1項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、主契約の介護年金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
- (3) 第8条（障害給付金の代理請求）第2項第1号中「主契約に付加されている特約」とあるのは「主契約」と、第2号中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。
- (4) 第8条第3項および第4項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。
- (5) 第21条（特約の返還金）第4項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは、主契約の第1回の介護年金の支払日前においては「主約款の規定によって主契約の死亡給付金を支払う場合」、第1回の介護年金の支払日以後においては「主契約の被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
- (6) 主契約の保険料払込期間が終身の場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了する場合には、第37条（保険料払込期間が終身の5年ごとと配当付終身保険または保険料払込期間が終身の5年ごとと利差配当付終身保険に付加した場合の特則）第1項第1号から第5号までの規定を適用します。
 - (イ) 第9条（特約の保険料払込の免除）の規定によるほか、つぎの場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (a) 主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後のとき
 - (b) 保険料払込期間が終身の5年ごとと配当付介護年金終身保障保険に5年ごとと配当付年金支払移行特約もしくは5年ごとと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または保険料払込期間が終身の5年ごとと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごとと利差配当付年金支払移行特約もしくは5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合で、これらの特約の締結日以後のとき

第41条（5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱）

1. 5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険期間を年満期で定めるときは、つぎのとおりとします。

特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における主契約の被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第11条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。
 - (2) この特約の保険期間を歳満期で定めるときは、つぎのとおりとします。
 - (7) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における主契約の被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第11条の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。
 - (4) 前(7)により、この特約の保険期間が変更された場合、当会社の定められた方法で計算した差額金を授受します。
 - (3) 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加した場合または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加した場合には、第37条（保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則）第1項中「保険料の払込完了日」とあるのは「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日」と、「保険料の払込完了特則」とあるのは「5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」と読み替えて第37条第1項第1号から第5号までの規定を適用します。
 - (4) 第4条（災害保険金および障害給付金の支払）の災害保険金の支払に関する規定および第8条（障害給付金の代理請求）中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「保険契約者」と、第5条（災害保険金の支払に関する補則）第1項第2号および第6条（障害給付金の支払に関する補則）第1項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日前の主契約の介護年金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
2. 5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 本特約条項中「主契約の被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項中「第1被保険者」をいいます。
 - (2) 第1被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。
 - (3) 保険料払込期間が終身の5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、第37条第1項中「保険料の払込完了日」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約の締結日」と、「保険料の払込完了特則」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第37条第1項第1号から第5号までの規定を適用します。
 - (4) 第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約」と読み替えて第1項第4号の規定を適用します。
3. 第1項および第2項の場合、第21条（特約の返還金）第4項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「主契約の被保険者が死亡した場合」と読み替えます。

第42条（5年ごと配当付終身医療保険または5年ごと利差配当付終身医療保険に付加した場合の特則）

1. この特約を5年ごと配当付終身医療保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 第4条（災害保険金および障害給付金の支払）の災害保険金の支払に関する規定中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。
 - (2) 第6条（障害給付金の支払に関する補則）第1項中「高度障害保険金」とあるのは「災害入院給付金および疾病入院給付金」と読み替えます。
 - (3) 第8条（障害給付金の代理請求）第2項から第4項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。
 - (4) 第21条（特約の返還金）第4項中「保険金」とあるのは「死亡給付金」と読み替えます。
 - (5) 第31条（この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則）第1項の規定にかかわらず、主契約について主約款の保険料の自動貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金を、保険料の自動貸付の限度として主約款に定める額に加えて取り扱います。
2. この特約を5年ごと利差配当付終身医療保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の型は、第1条（特約の型および被保険者の範囲）の規定にかかわらず、「本人型」とします。
 - (2) 第24条（特約の型の変更）の規定にかかわらず、この特約の型の変更は取り扱いません。
 - (3) 第6条第1項中「高度障害保険金」とあるのは「入院給付金」と読み替えます。
 - (4) 第1項第1号および第3号から第5号までの規定は、本項の場合に適用します。

別表 1 請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	災害保険金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、当社が必要と認めた場合は当社所定の様式による医師の死亡証明書） (4) 当該被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、当該被保険者が主契約の被保険者以外の場合、または当社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 災害保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
2	障害給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 当会社所定の様式による医師の診断書 (4) 当該被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当該被保険者が主契約の被保険者以外の場合は戸籍抄本） (5) 障害給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
3	障害給付金の代理請求	(1) 当会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 当会社所定の様式による医師の診断書 (4) 障害給付金の受取人が障害給付金を自ら請求できない特別な事情を示す書類 (5) 主契約の被保険者および代理人の戸籍抄本 (6) 代理人の住民票と印鑑証明書 (7) 主契約の被保険者または代理人の健康保険証の写し (8) 最終の保険料払込を証する書類 (9) 保険証券
(注) 1. 上記の書類は、当会社の本社または当会社の指定した場所に提出してください。 2. 当社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
1. 鉄道事故	E 800～E 807
2. 自動車交通事故	E 810～E 819
3. 自動車非交通事故	E 820～E 825
4. その他の道路交通機関事故	E 826～E 829
5. 水上交通機関事故	E 830～E 838
6. 航空機および宇宙交通機関事故	E 840～E 845
7. 他に分類されない交通機関事故	E 846～E 848
8. 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 850～E 858
9. その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	E 860～E 869
10. 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 870～E 876
11. 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の記載のないもの ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 878～E 879
12. 不慮の墜落	E 880～E 888
13. 火災および火焰による不慮の事故	E 890～E 899
14. 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の変化（E 902）」、「旅行および身体動揺（E 903）」および「飢餓、渇、不良環境曝露および放置（E 904）中の飢餓、渇」は除外します。	E 900～E 909
15. 溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入または嚥下による気道の閉塞または窒息（E 912）」は除外します。	E 910～E 915
16. その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動（E 927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E 916～E 928
17. 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 930～E 949
18. 他殺および他人の加害による損傷	E 960～E 969
19. 法的介入 ただし、「処刑（E 978）」は除外します。	E 970～E 978
20. 戦争行為による損傷	E 990～E 999

別表3 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
バスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ出血熱	A98.0
マールブルグウイルス病	A98.3
エボラウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群 [SARS]	U04
(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りませう。)	

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。

